明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則の一部を改正する省令（総務五七）　一
○無線設備規則の一部を改正する省令（同五八）　三
○標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令（同五九）　三
○衛星一般放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令（同六〇）　三
○有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（同六一）　四
〔告　示〕
○関連情報の構成及び送出手順、PESパケット、セクション形式、TSパケット、IPパケット、ULEパケット、MMTPパケット、圧縮IPパケット及びTLVパケットの送出手順、伝送制御信号及び識別子の構成並びに緊急情報記述子及び緊急警報放送メッセージの構成を定める件（総務二三三）　四
○映像信号及び音声信号の圧縮手順及び送出手順を定める件（同二三四）　四
○スクランブルの方式を定める件（同二三五）　四
○TMCC情報の構成を定める件の一部を改正する件（同二三六）　四
○積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（総務・財務・文部科学・厚生労働一）　五
〔官庁報告〕
官庁事項　五
日本貸金業協会の定款の変更の認可に関する公示について（金融庁）　五
国家試験
CBTによる平成二十六年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　五
〔公　告〕
諸事項　五
裁判所
破産、免責関係　六〇
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、型式適合認定関係　六三
地方公共団体
行旅死亡人関係　六三
会社その他
会社決算公告　六三

省　令

○総務省令第五十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月三日

総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十八号の二及び第二十八号の三を次のように改める。

二十八の二　「標準テレビジョン放送」とは、テレビジョン放送であつて、高精細度テレビジョン放送及び超高精細度テレビジョン放送以外のものをいう。

二十八の三　「高精細度テレビジョン放送」とは、テレビジョン放送であつて、次に掲げるものをいう。

(1)　走査方式が一本おきであつて、一の映像の有効走査線数（走査線のうち映像信号が含まれている走査線数をいう。）（以下「有効走査線数」という。）が一、〇八〇本以上二、一六〇本未満のもの

(2)　走査方式が順次であつて、有効走査線数が七二〇本以上二、一六〇本未満のもの

第二条第一項第二十八号の三の次に次の一号を加える。

二十八の三の二　「超高精細度テレビジョン放送」とは、テレビジョン放送であつて、走査方式にかかわらず有効走査線数が二、一六〇本以上のものをいう。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第五十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十八条及び第三十八条の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月三日

総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節の十　G七W電波一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の十七―第三十七条の二十七の十七）」を「第二節の十　一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の十五―第三十七条の二十七の十七）」に、「第二節の十一　G七W電波一二・二GHzを超え一二・七五GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の十八―第三十七条の二十七の二十）」を「第二節の十一　一二・二GHzを超え一二・七五GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の十八―第三十七条の二十七の二十）」に改める。